

福島復興再生特別措置法における 基本計画の位置付け

- 内閣総理大臣が、福島復興再生基本方針に即して定める新産業創出等研究開発等施策の推進に関する基本的な計画(第90条第1項)。
- 内閣総理大臣は、基本計画を定めるときは、福島県知事の意見を聴かなければならない(第90条第5項)。
- 基本計画は、福島国際研究教育機構が新産業創出等研究開発並びにその環境の整備及び成果の普及並びに新産業創出等研究開発に係る人材の育成及び確保において中核的な役割を担うよう定める(第91条)。

基本計画（案）の構成（R4.8.5公表）

1. はじめに
 - ▶ 本計画の位置づけ、現状・課題と解決に向けた取組
2. 新産業創出等研究開発等施策についての基本的な方針
 - ▶ 施策の推進、研究開発、環境の整備及び産業化、人材育成・確保に関する基本的な方針
3. 総合的かつ計画的に講ずべき新産業創出等研究開発等施策
 - ▶ 研究開発、環境の整備及び産業化、人材育成・確保
 - ↓
 - ①ロボット ②農林水産業 ③エネルギー
 - ④放射線科学・創薬医療、放射線の産業利用
 - ⑤原子力災害に関するデータや知見の集積・発信
4. 新産業創出等研究開発等施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
 - ▶ 福島における研究開発に関する連携、機構の組織・運営、今後に向けた考え方

県知事意見（案）の概要

- 原子力災害に見舞われた浜通り地域等は、廃炉作業をはじめ、帰還困難区域の存在や、人口減少に伴う産業の担い手不足、広大な土地の未利用・未活用など、中長期かつ困難な課題が残っている。
- 基本計画に基づく取組が、イノベーション等を通じた持続可能な新しい地域社会を実現し、福島・東北の復興はもとより日本・世界の課題解決に貢献できるよう、新しい日本を創るリーディングプロジェクトとして国の総力を挙げて推進すること。

【基本構想、基本計画の早期具現化等】

- 福島イノベーション・コースト構想を更に発展させる機能を十分に果たすこと
- 理事長のリーダーシップの下、世界最先端の研究開発・新産業の創出・人材育成機能の発揮
- 事業全体の具体的なロードマップを示し、速やかな機構の整備や研究開発の着手
- 研究開発の成果、取組状況等を踏まえた適時適切な見直し 等

【連携体制の構築等による取組の展開】

- 国際水準の研究環境の整備
- 若手・女性研究者の積極的登用
- トップクラスの研究人材確保
- 国際的な研究機関や県内大学等と連携した研究開発
- 福島ロボットテストフィールドなど県内実証フィールド等の活用
- 産学官連携体制の構築
- 規制緩和の推進
- 機構発ベンチャー企業の創出・育成
- 県内研究施設等との連携
- 将来の大学・大学院設置等を視野に入れた国や県、関係機関等の会議の設置
- 地元小中学校・高校をはじめ県内教育機関、地元大学等と連携した地域人材の育成 等

【福島の課題解決に向けた研究開発の推進とその成果の波及等】

- 廃炉や放射線物質等に関する研究開発等の推進
- 浜通り地域を実証の地、地元大学等と連携した研究開発成果の全国発信
 - ・ 担い手不足や宇宙開発に対応したロボット技術
 - ・ 農林水産業の大規模化・高付加価値化による地域循環型経済モデルの構築
 - ・ 福島を世界のカーボンニュートラルの先駆けの地とするエネルギー研究
 - ・ 健康長寿社会に向けた放射線科学・RI創薬医療、X線CT装置や質量分析研究による放射線産業利用
- 原子力災害に関するデータ・知見の発信による風評払拭・風化防止
- 防災対策を通じたまちづくりへの貢献 等

【中長期の研究開発等を支援する体制整備】

- 政府を挙げて中長期的な枠組で必要な財源及び予算を別枠で確保
- 復興庁設置期間終了後も総合調整機能を果たす組織を政府内に確保 等

【機構施設の円滑な整備とまちづくりへの支援】

- 県や市町村のまちづくりと緊密に連携し、必要に応じて支援しながら、施設の円滑かつ着実な整備
- 地域の実情に応じたまちづくりの課題に貢献できる研究テーマへの取組、成果の地域への還元・実装を通じた復興・再生 等